

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))に関する事務 基礎項目評価書【令和4年6月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
高岡市は、子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
高岡市長

公表日
令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))に関する事務
②事務の概要	本給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもの。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表の第100項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第三項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子ども・子育て課
②所属長の役職名	子ども・子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業・子育て世帯への臨時特別給付に関する事務では、本人情報のデータベースへの入力、特定個人情報の記載がある申請書等の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄に関し、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある申請書等については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一100の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第三項	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表の第100項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示第三項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 8. 連絡先	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	IIしきい値判断項目 1、2 いくつかの時点の計数か	令和3年12月22日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業・子育て世帯への臨時特別給付に関する事務では、本人情報のデータベースへの入力、特定個人情報の記載がある申請書等の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄に関し、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年1月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 特定個人情報に関する記載のある申請書等については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年1月9日	評価書名	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))に関する事務 基礎項目評価書	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))に関する事務 基礎項目評価書【令和4年6月30日終了】	事後	